

刈払機取扱作業安全衛生教育

(労働安全衛生法第59条第3項及び安全衛生特別教育規定第10条準拠)

岩内地域人材開発センターでは、『刈払機取扱作業安全衛生教育』講習を開催します。

従業員等に刈払機（草刈機）を使用させる業務につかせる場合は、労働安全衛生法に基づいた教育を受講させる必要があります。

刈払機取扱作業者に対して、その安全衛生に関しての必要な知識を付与するため安全衛生を実施し、規定の教育を修了された方には修了証を交付します。

日 程	令和4年6月29日（水）
時 間	8時30分～16時30分（講習終了後、修了式を15分程度行います）
対 象 者	刈払機を使用する業務に従事する方
受 講 要 件	特になし
定 員	20名（最低実施申込者10名）
申 込 締 切	6月17日（金）17時まで
受 講 料	12,000円（申込締切日までにご持参願います）
開 催 場 所	岩内地域人材開発センター 岩内町字東山8番地16
委 託 先	コマツ教習所(株) 北海道センタ
申 込 方 法	申込締切日まで「職業講習受講申込書」と「特別教育・安全衛生教育受講申込書」を記入のうえ、当センターまで持参ください。 ＜添付書類＞ ・写真（3×2.4cm）1枚【裏面に氏名を記入】 ・運転免許書のコピー
備 考	受験票は、コマツ教習所(株)北海道センタより直接郵送されます。 修了証は講習後日、コマツ教習所(株)北海道センタより郵送されます。 当日は、運転免許証、印鑑を持参ください。



お申し込み・お問合せは岩内地域人材開発センターまで

～人を通じて地域づくり・企業づくり・笑顔づくり～

職業訓練法人 岩内地域人材開発センター運営協会

TEL 0135-62-2183 FAX 0135-62-2867

<http://www.iwanai.ac.jp>

特別教育・安全衛生教育受講申込書

<太枠内黒ボールペンのみで記入 注：消せるボールペン、修正液や修正テープの使用不可> ○で囲む↓

				開講番号				
				予約番号		受講番号		
講習種類	[番号]	下記一覧表より講習名をご記入ください		助成金制度 <★印のみ対象> ご利用の際は011-377-3866へ	利用	受講日	開始日 令和 年 月 日 修了日 令和 年 月 日	
受講者	フリガナ			旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無		有・無		
	氏名			*併記を希望する 氏名又は通称				
	生年月日	昭・平 年 月 日	満年齢 (受講時)	歳	連絡講師先者	電話	- -	
	住所	〒 -			Fax	- -		
勤務先 (任意)	フリガナ			連絡講師先	電話	- -		
	会社名			Fax	- -			
	所在地	〒 -		受講票送り先		会社・自宅		
業種コード (右記一覧)	01農業、02採石・建材、03建築、04土木、05造園・園芸、06電気、07塗装、08機械、09食品、10繊維、11化学、12窯業、13鉄鋼、14金属、15電力、16ガス、17産廃・解体、18企業組合、19商業、20レンタル、21運輸・倉庫、22印刷、23通信、24サービス、25人材派遣、26公務員、27自衛隊、28学校、29その他、30取引関係各社、31空調							
申込方法	ご予約後、 A・B を貼付してご郵送ください。(Bは対象の方のみ) 到着次第受講票を郵送又はFaxにて送付します。 (連絡先欄にFax番号の記入があれば受講票送り先へFaxでお送りします。)				申込書先	コマツ教習所株式会社 北海道センタ 〒061-1274 北海道北広島市大曲工業団地1-6		
●この欄にコピーを貼付して下さい。(裏面記載のないものは表面のみのコピーで可。貼りきれないものは別紙で送付。住民票は申込時に原紙を添付して下さい) ●当日は貼付の免許証・修了証等全ての原本を確認します。(受講初日にお持ちいただけない場合は受講できません)								
A 本人 確認 書類 貼付	①～③いずれか。 ①運転免許証(有効期限内)コピー ②住民票(コピー不可6か月以内 マイナンバー記載のないもの) ③国または都道府県労働局長交付の免許証等(有効期限内)コピー 外国籍の方は在留カード等のコピー(表裏)を必ず添付して下さい «原則事前面談が必要です» *旧姓・通称を併記する場合は、下記いずれかの証明書が必要です 旧姓：旧姓を併記した住民票又は自動車運転免許証等 通称：通称を記載した住民票又はそれに類する証明書			B 必要 書類 貼付	小型車両系建設機械(解体用)運転 小型車両系建設機械(整地等3t未満)特別教育修了証コピー 伐木(追加講習2.5H) 伐木等の業務(則第36条第8号チェーンソー含む)特別教育修了証コピー ※別途証明書が必要な方には、こちらよりご連絡致します。 ※2.5時間コースで受講できない場合もございます。 伐木(追加講習5H) 伐木等の業務(則第36条第8号の2)特別教育修了証コピー ※5時間コースで受講できない場合もございます。			
	【特別教育】★は助成金制度対象 ★[201] 小型車両系建設機械(整地等3t未満)運転 ★[202] 小型車両系建設機械(解体用)運転 ★[203] ローラーの運転の業務 ★[204] フォークリフト(1t未満)の運転の業務 ★[207] クレーン(5t未満)の運転の業務 ★[211] 高所作業車(2～10M未満)運転の業務 ★[212] アーク溶接等の業務 ★[213] 電気取扱業務(低圧) ★[215] 研削といしの取替え等の業務(自由研削用) ★[217] 粉じん作業 ★[274] 足場の組立て等の業務 ★[275] フルハーネス型墜落制止用器具を用いる業務 [276] 伐木(追加講習2.5H) [277] 伐木(追加講習5H) [278] 令和2年8月改正 伐木等の業務(チェーンソー) [279] 電気自動車等の整備の業務				【安全衛生教育】 [310] 刈払機取扱作業安全衛生 [321] 振動工具取扱(チェーンソー以外) [324] 職長・安全衛生責任者教育 [330] 有機溶剤業務(基発第337号)従事者 [337] 丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育 [303] フォークリフト運転業務(1t以上)従事者 ★[302] 車両系建設機械(整地等)運転業務従事者 ★[311] 玉掛業務従事者安全衛生教育			
<お客様各位> 当社は、個人情報以下の目的で利用させていただきます。 ①受講申込書の内容確認、受講資格確認及び受講票送付。②受講料等入金確認、講習案内の送付、アンケートの実施。③お客様ご本人からの資料請求、お問合せに応えるため。 ※ご同意頂けない場合は受付当日窓口にお申し出ください。				受講料等(円)		領収証		
				項目	金額			
				受講料(税込)			会社 ・ 会社一括 ・ 個人	
				手数料(税込)				
				合計(税込)				
				その他領収証宛名				
				修了証統合		有 旧修了証回収		
				開講時		申込時		
				実施管理者	資格確認	実施管理者	受付担当	
				当社処理欄				
上記の通り受講申込み致します。記載事項に虚偽等がある場合、受講後とも言えども法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。 申込日 <u> </u> 令和 年 月 日 コマツ教習所株式会社 北海道 センタ所長殿				紹介者(会社・支店)		直・郵・F		

講習開始後の遅刻・早退・欠席は法令により当該講習は返金致しません

受講申込規約(出張講習)

受講者は、コマツ教習所株式会社が実施する出張講習の受講を申し込むにあたり、当社の定める下記の規約に従っていただくこととなります。あらかじめ内容をよくお読みになり、ご理解いただいた上で、お申込みいただくようお願いいたします。また、本規約に記載のない事項については、各種パンフレット・当社ホームページ・受講票の定めによるものとします。

第1条(受講料の支払い) 受講者は、教習所が別途指定する受講料を当社指定期日までに、当社に支払うものとします。講習開始前までに受講料を支払わない場合、講習を受講することができません。

第2条(役務の提供) 当社は、受講者に対し、受講申込書に記載する講習種類の講習を、受講地にて提供します。

第3条(写真撮影) 講習中、講習実施状況を写真で撮影することがあります。ただし、個人を特定できるような状況での写真撮影は行いません。

第4条(安全等) 講習中は、常に「安全第一」を意識して行動してください。

2 講習中(特に機械を操作中や、機械の近くにいる場合)は、機械の動きに十分注意し、よそ見をしたり、ふざけたりしないでください。

3 機械への乗り降りは、指示された正しい方法で行ってください。

4 機械の運転・操作は、正しく、適切な速度で行い、けっして乱暴な運転・操作はしないでください。

第5条(態度) 講習中は、講習に専念し、当社及び講師の指示、指導に従ってください。指示、指導に従わず、講習の継続が困難と認められる場合には、当社又は講師の判断により、受講を中断又は中止することがあります。

2 講習は、規定の時間受講する必要があります。講習中に席を離れたり、居眠り、携帯電話・スマートフォンの操作をするなど、講習に関係のない行為(以下「離脱行為」といいます。)はしないでください。

第6条(体調管理) 防寒具着用、水分補給等の準備を含む体調管理は自己の責任、判断で行ってください。

2 車両の操作に影響がある怪我や体調不良の場合には、講習を受けることができません。事前に当社又は講師に相談してください。

3 講習中の怪我や体調不良など異常が発生した場合には、直ちに講師に申告してください。

第7条(服装) 講習中は、講師の指示に従い、適切な服装をしてください。基本的には作業着ですが、無い方は半袖以上のシャツ・長ズボンでも構いません。ただし、露出の多い服装(タンクトップ・短パン・ランニングシャツなど)は、禁止です。

2 講習中は、講師の指示に従い、適切な方法で靴を履いてください。基本的には安全靴ですが、無い方は、スニーカーでも構いません。ただし、ヒール・サンダル・底の厚い靴・かかとをつぶしている靴などは、禁止です。

3 講習中は、メガネ・コンタクトが必要な方は、必ず着用してください。

4 講習中は、講師の指示に従い、保護具(ヘルメット、保護メガネなど)を着用してください。

第8条(未修了及び失格) 講習は、以下の行為により所定の受講時間を満たさないことが明らかになった時点で、未修了となります。未修了の場合、受講料の返還はできません。

(1)遅刻、早退、欠席

(2)離脱行為

(3)講師の指示、指導に従わないほか、受講者の責めに帰すべき事由により、講習の受講を中断、中止した場合

(4)(1)から(3)の他、受講者の責めに帰すべき事由により講習を離れる行為

2 受講者の責めに帰すべき事由によらず未修了となった場合、教習所に「受講継続申請書」を提出することにより、未修了科目の再受講ができます。

3 当社又は講師が、以下の行為があると認めた場合、失格となります。

(1)不正行為

(2)講師・他の受講者への暴言・暴力行為

(3)機械設備の危険運転・損壊行為

(4)(1)から(3)の他、当社又は講師が失格に相当すると認められた行為

第9条(講習の中断及び中止) 以下の場合、当社の判断で、講習を中断又は中止することがあります。

(1)受講者の怪我、体調不良への対応が必要となった場合

(2)警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮、津波、噴火)発令時、雷注意報発令時、その他悪天候(講習の実施について危険が予想される場合)

(3)事故や災害が発生した場合

(4)(1)から(3)の他、講習の実施、継続が困難と認められる場合

2 講習を中断した場合、再開又は中止の判断は、当日中に当社が行います。講習を再開する場合、中断から再開までに要した時間分の延長を行います。

3 講習を中止した場合、代替講習を実施する場合があります。当社の責めに帰すべき事由による中止を除き、必ず実施することを保証するものではありません。

4 講習開始後に講習が中止となった場合、受講者の責めに帰すべき事由がある場合には、受講者は、当社に対し受講料の返還を求められません。

第10条(損害賠償) 講習の中断又は中止により受講者に損害が生じた場合、当社は、故意又は重大な過失がある場合に限り、受講者に損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、その賠償範囲は、受講者に直接かつ現実に生じた損害に限りです。

2 受講者の操作により機械設備、施設等が損壊した場合、当社がその修理費等を負担します。ただし、受講者に故意又は重大な過失がある場合は、当社は、受講者に負担を求めることができるものとします。

3 前二項の他、受講者に損害が生じた場合、当社は、故意又は重大な過失がある場合に限り、受講者に損害を賠償する責任を負います。ただし、その賠償範囲は、受講者に直接かつ現実に生じた損害に限りです。